

令和 7 年度体験型観光情報発信業務
委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県長野地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和 7 年度体験型観光情報発信業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 7 年度体験型観光情報発信業務

2 業務の目的

国内外観光客に対し、長野地域の特徴ある観光資源情報等を発信し、観光誘客数及び観光消費額の増加を図る。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4 主なターゲット

首都圏在住者(20 歳～40 歳)、外国人旅行者

5 委託業務の内容

縦型ショート動画(以下「ショート動画」という。)の制作及び情報発信

ア 概要

インスタグラマーが長野地域で出来るアクティビティ等を体験し、その様子や魅力を 60 秒程度の臨場感あるショート動画にして、自身の Instagram 等に投稿する。

イ 制作及び情報発信方法

(ア) 受託者は、委託者と協議の上、インスタグラマー^{※1}及び同行者^{※2}並びにショート動画にするアクティビティ等^{※3}を選定する。

※1 インスタグラマーの Instagram の世界観やフォロワー数等を鑑みて選定すること。

※2 インスタグラマーの友人（1～2 名）や家族（夫婦、親子、きょうだい等）等の関係性がある他、ショート動画への出演を承諾する者であること。

※3 インスタグラマーの希望を優先することを基本とするが、一部、委託者の要望を含んだものとする。

また、地域への経済効果や、地域資源を複合的に掛け合わせて新たな魅力や価値を見出すもの、これまで見出されてこなかった地域資源の魅力を取り上げるものを理想とする。

(イ) (ア) で選定されたインスタグラマーは、同行者と共にアクティビティ等を体験し、その様子や魅力を 60 秒程度のショート動画にして、自身の Instagram に投稿する^{※4}。また、可能な場合は、他の SNS にも投稿する等、幅広い発信を行うこと。

※4 投稿前に委託者の確認を得ること。

ウ 制作本数

20 本以上^{※5}

※5 制作するショート動画は、原則、1 つのアクティビティ等で 1 本とする他、同種のアクティビティ等に偏らないよう配慮すること。また、インスタグラマー及び同行者は、原則、ショート動画ごとに異なる者を選定すること。

エ 想定される支出経費（例）

(ア) ～ (エ) は、インスタグラマーや同行者の負担とすることも可とする。

- (ア) 往復交通費（必要に応じ、居住地等から体験場所まで）
- (イ) 体験料（飲食に絡む体験も可とする。）
- (ウ) 宿泊料（宿泊を含めたアクティビティ等の場合等、必要に応じて。この場合、夕・朝食代も可とする。）
- (エ) 飲食費（ショート動画に付加する可能性がある場合等、必要に応じて）
- (オ) 謝金（体験、撮影、ショート動画制作、投稿に係るもの）
- (カ) インスタグラマー選定に係る経費
- (キ) 下記オ（ア）に係る経費（講師謝金を含む。）

オ その他

- (ア) 受託者は、インスタグラマー決定後、必要に応じて、ショート動画制作や Instagram への効果的な投稿方法等の研修を実施すること。
- (イ) 撮影にあたり、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する施設や人物等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。
- (ウ) 映像内の肖像権や施設、BGM 等は、SNS や WEB サイトに掲載しても問題無いものにするこ
と。
- (エ) ショート動画を SNS に投稿する際は、景品表示法に抵触しないようにすること。
- (オ) 制作したショート動画は、委託者が管理する長野県長野地域振興局ホームページ及びブ
ログ「ホット 9 (ナイン) ながの」にも掲載するため、委託者にデータを提供すること。
- (カ) 制作したショート動画の著作権はインスタグラマーに帰属するが、委託者は、本業務に
関する場合に限り、インスタグラマーの許諾を要することなく無償で二次利用できるも
のとする。なお、インスタグラマーが SNS 等に投稿した内容についても同様とする。
- (キ) 制作したショート動画は、Instagram に投稿後、最低 2 年間は継続して掲載すること。ま
た、委託者が管理する長野県長野地域振興局ホームページ及び「ホット 9 (ナイン) なが
の」への掲載期間は、使用期限は設けないとするが、特別な事情がある場合は、この限
りではない。
- (ク) 受託者は、インスタグラマーが制作したショート動画の評価を行うこと。

6 成果品

5 で制作したショート動画を保存した電子媒体（CD-R 等） 1 部

7 委託者への報告

受託者は、委託業務が完了した場合には、委託業務完了報告書を委託者に書面により提出する。

8 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託
者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議す
ること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。